

務	00	01	5年
(令和8年3月末まで保存)			

少安第489号
令和3年3月15日

各所属長 殿

青森県警察本部長

青森県警察少年補導職員勤務規程を廃止する訓令の制定について

この度、青森県警察少年補導職員勤務規程を廃止する訓令（令和3年3月青森県警察本部訓令第6号）を別添のとおり制定した。

制定の理由については下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 制定の理由

少年補導職員の運用について、別途通達により運用することとしたため。

2 施行期日

令和3年4月1日

担当 少年女性安全課 少年対策係

青森県警察本部訓令第6号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察少年補導職員勤務規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和3年3月15日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

青森県警察少年補導職員勤務規程を廃止する訓令

青森県警察少年補導職員勤務規程（平成15年10月青森県警察本部訓令第27号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。